5 明治期における緒方正清帰朝以前の大阪の産婆制度

阿部奈緒美

奈良女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程

緒方正清は、明治20年代半ばから大正期前半にかけて近代的産婆養成を牽引した産科医であり、緒方洪庵の孫娘の婿養子である。明治21 (1888) 年から25 (1892) 年まで欧州に留学し、産科婦人科学を修める中で欧州での産婆の役割やその制度等についての見聞を深めた。とくにドイツでは当該法の下、実践的教育を受けた産婆によって、産褥熱予防等への意識が高い衛生的な助産が行われていた。それに引き比べ、正清は日本の産婆の後進性を嘆き、帰国後直ちに大阪で緒方助産婦教育所を設立して自ら教鞭を取り、経験のみに頼る無学な産婆とは違う西洋医学の基礎を身につけた「助産婦」の育成や、従来開業産婆の改良事業に取り組む。本報告者は、正清の帰朝は大阪のみならず日本の産婆教育の変革の画期となったと考える。

それでは正清が欧州に留学し帰国した頃の日本の産婆たちは、いったいどのような制度下にあるどのような人たちだったのだろうか。明治7 (1874) 年に大阪を含む三府に向けた医制の第五十條から第五十二條に産婆に関する規定が示されたが実効性はなく、明治32 (1899) 年に勅令の産婆規則が制定されるまでの期間は、「医制の規定の趣旨に準拠して、各府県毎に別々に規則を作つて取扱う」(厚生省医務局。日本看護制度史年表。1960. p.5) こととなった。その期間の各府県の産婆制度の先行研究は、宮城や神奈川に関するもの等がいくつか存在するが、正清の産婆改良事業の拠点となった大阪については、これまで詳細が明らかにされてこなかった。本報告では大阪府で数次にわたって出された産婆関係法規の内容の変遷をたどり、内務省産婆免許(本免状)と大阪府産婆免許(仮免状)それぞれの取得者数の推移等にも着目しながら、明治初期から半ば過ぎの大阪の産婆たちの状況についての考察を試みる。

大阪府では、明治8年に大阪府病院で蘭医エルメレンスによる産婆教育が開始され、翌9(1876)年 には175人に日本初の産婆営業鑑札が授与されている。明治10(1877)年3月に新規開業希望者・従来 開業者ともに産婆営業鑑札の付与を願い出るべき旨の通達があり、同年5月に産婆教授規則が出されて 新規開業希望者は大阪府病院で毎週金曜日午前中の2時間, 6か月にわたって講義を受けたうえで試験 に合格することが必要となる。内務省産婆免許状の書式が一定となったのは、この年である。その後明 治 11 (1878), 14 (1881), 16 (1883) 年と産婆に関する規則の改正がなされるが、大阪府で内務省産婆 免許取得者が初めて現れたのは明治 17 (1884) 年で、計4人であった。明治 16年の改正規則では無免許 産婆の営業禁止等、従来になく府当局による産婆取締りの姿勢が明らかに打ち出されており、それが翌 年の内務省免許産婆誕生の呼び水となったとみることができる、明治21(1888)年改正規則では、新規 開業希望者・従来開業者ともに内務省産婆免許試験への出願方法に関する規定のみ示されており、府内 限定営業鑑札である仮免状の新たな取得については触れられていない。またこの改正規則と同時に組合 規定が初めて示され、この年大阪産婆組合が他府県に先駆けて設立されている。明治25(1892)年の改 正では、第一條で「産婆ハ試験ヲ受ケ内務省ノ営業免状ヲ得タル者ニアラサレハ管内ニ於テ開業スルヲ 得ス」とし,従前に比べ明確に内務省免許産婆を増やす意向が示されている.しかし同時に,仮免状産 婆の営業継続や限地開業免状での営業も認めている. 明治25年の大阪府下の内務省免許産婆数は88人, 大阪府免許産婆の数は1.107人で、仮免状産婆が圧倒的多数を占めていた。

以上のように、明治25年の緒方正清帰朝までの明治期の大阪における産婆教育制度は、当初の営業鑑札付与の動きは早かったものの、内務省免許産婆を増やす方針の徹底がなかなか果たせぬ状況にあった。つまり、産婆養成の環境が未だ十分整わず、無学に近い旧産婆が跋扈する大阪で、正清は産婆改良事業に乗り出したのである。